

資料編

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定経過

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定体制

さつま町振興計画審議会

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定経過

2019年（令和元年）

- 5月～6月 まちづくりアンケート調査（18歳以上）
・対象者：18歳以上住民 2,000人（無作為抽出）
・回答者数：1,058人 回収率：52.9%
まちづくりアンケート調査（高校生世代）
・対象者：15歳～18歳住民 300人（無作為抽出）
・回答者数：115人 回収率：38.3%

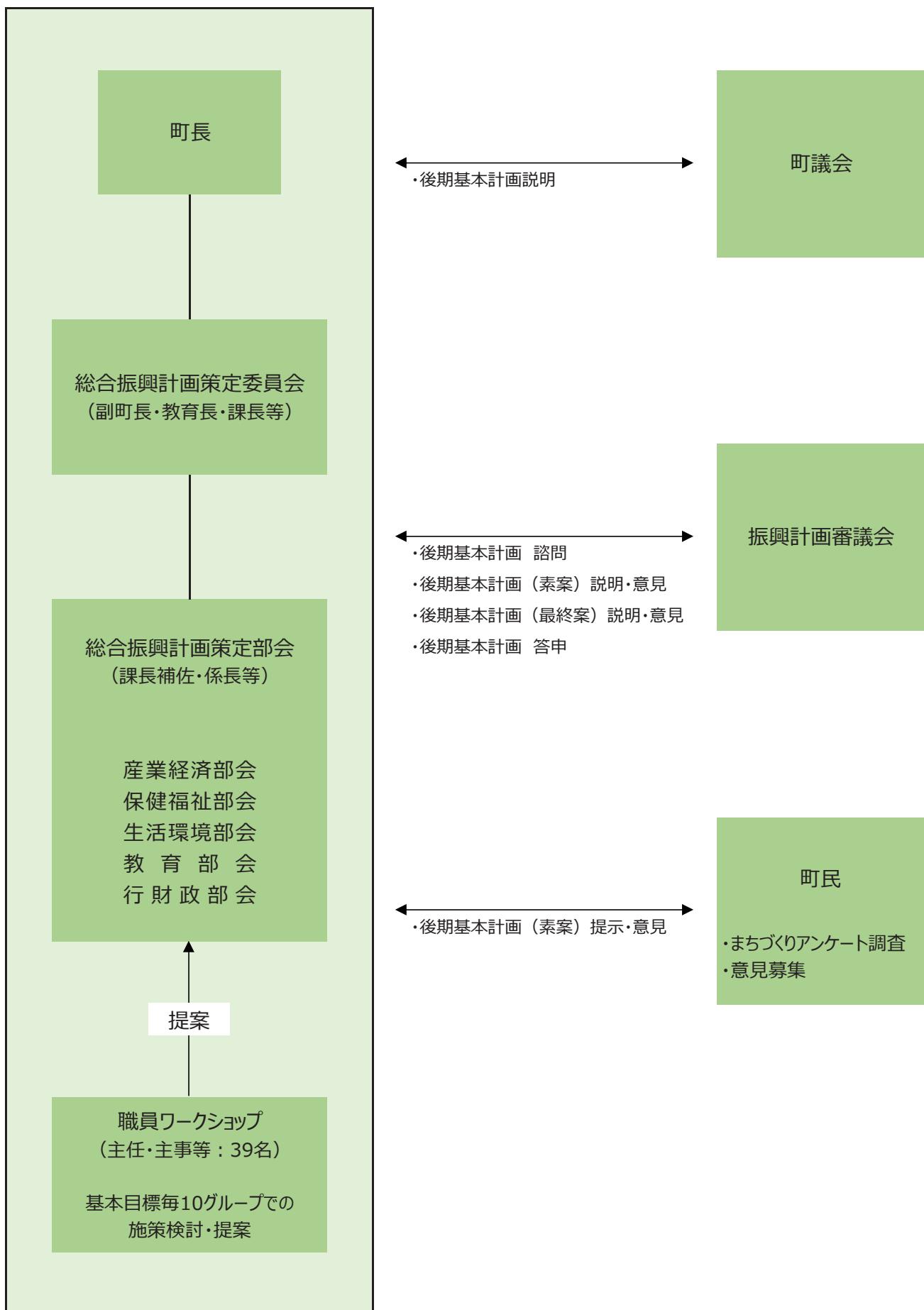
2020年（令和2年）

- 8月 振興計画審議会
・諮問 第2次総合振興計画後期基本計画策定について
・第2次総合振興計画に基づく取組状況について
・総合振興計画後期基本計画策定方針について
・まちづくりアンケート結果について
- 総合振興計画策定委員会
・総合振興計画後期基本計画策定方針について
・まちづくりアンケート結果について
- 総合振興計画策定部会
・総合振興計画後期基本計画策定方針について
・まちづくりアンケート結果について
- 9月～10月 総合振興計画策定部会（産業経済・保健福祉・生活環境・教育・行財政）
・後期策定スケジュールについて
・前期計画振り返りについて
・後期計画（素案）検討
- 10月～11月 若手職員ワークショップ（全5回）
・基本目標別の10グループによる施策検討・提案
- 11月 総合振興計画策定委員会
・後期基本計画（素案）について
- 12月 振興計画審議会
・後期基本計画（素案）について
- 総合振興計画策定部会（部会長・副部会長会議）
・後期基本計画（最終案）への職員ワークショップ提案の反映について
・後期基本計画成果目標の考え方について

2021年（令和3年）

- 1月～2月 総合振興計画策定部会（産業経済・保健福祉・生活環境・教育・行財政）
・後期基本計画（最終案）の検討
・後期基本計画成果目標の設定
- 2月 総合振興計画策定委員会
・後期基本計画（最終案）について
- 総合振興計画後期基本計画（案）に対する意見募集
- 3月 振興計画審議会
・第2次総合振興計画後期基本計画（最終案）について
・答申（案）について
答申 第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定について

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定体制



さつま町振興計画審議会

さつま町振興計画審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、さつま町振興計画に関し必要な事項を調査及び審議するためさつま町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 前号に掲げるもののほか公共的団体の役員又は職員
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委託)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さつま町条例第37号）の一部を次のように改正する。

[次のように]略

附 則（平成21年12月24日条例第25号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第29号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さつま町振興計画審議会委員名簿

No.	区分	所属・職名	氏名	審議会職名
1	議會議員	さつま町議会議長	平八重 光輝	
2		さつま町議会副議長	新改 秀作	
3		さつま町議會議員	米丸 文武	
4		さつま町議會議員	川口 憲男	
5		さつま町議會議員	森山 大	
6	教育委員	さつま町教育委員	坂口 正浩	
7	農業委員	さつま町農業委員会会长	池山 準一	
8	公共的団体の役員又は職員	さつま町社会教育委員	高下 清人	
9		北さつま農業協同組合代表理事組合長	春田 和則	
10		薩摩郡医師会副会長	相良 久治	
11		さつま町商工会会長	白石 和弘	
12		さつま町社会福祉協議会会长	二階堂 清一	会長
13		さつま町文化協会会长	川内 優子	
14		さつま町女性団体連絡協議会会长	上別府 ユキ	副会長
15		さつま町青年団長	柳澤 佑介	
16		さつま町商工会女性部長	得永 小夜子	
17		さつま町農業青年クラブ	熊田 明日香	
18	学識経験者	鶴田ダム管理所長	三浦 錠二	
19		県北薩地域振興局農政普及課長	本山 夕起子	
20		薩摩中央高等学校長	川俣 昭寿	

資料編

質問

さ企 第 1290 号
令和 2 年 8 月 4 日

さつま町振興計画審議会
会長 二階堂 清一 殿

さつま町長 日高 政勝

第 2 次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定について（質問）

第 2 次さつま町総合振興計画後期基本計画策定について、さつま町振興計画審議会
条例第 1 条の規定により、貴審議会に質問します。

答申

令和 3 年 3 月 15 日

さつま町長 日高 政勝 殿

さつま町振興計画審議会
会長 二階堂 清一

第 2 次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定について（答申）

令和 2 年 8 月 4 日付けさ企第 1290 号で質問のあった第 2 次さつま町総合振興計画
後期基本計画について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、適切であると判断した
ので、別紙の意見を付して答申します。

(別紙)

総合振興計画の基本に関する事項

- ◆ 後期基本計画の進行管理については、長期的な目標においての検証だけでなく、短期的な数値目標等を設定しながら検証作業を行い、計画期間途中においても見直しが出来る取組に努められたい。
- ◆ 後期基本計画の内容を広く町民に周知し、まちのみんなで取組めるよう気運の醸成に努められたい。

施策別基本計画に関する事項

- ◆ 地域コミュニティの持続可能な活動を行っていくための支援について、地域の実情を考慮した取組を検討されたい。
- ◆ いのちを育む教育について、学校教育の分野という枠に捉われず、子育てという面的な広がりを持って、関係課が連携しながら、地域と一緒に次代を担う子ども達を育てる取組とされたい。
- ◆ 障がい児や発達が気になる子どもなど、早期の気付きと関わり方について、保護者を含めたきめ細かな支援に取組まれたい。
- ◆ 商工業の振興には人口減少問題が大きく関連している。人口が減少することで地域の活性化にも影響があり、色々な産業の担い手の減少にもつながることから、人口減少対策も含め働く人材の確保対策に努められたい。
- ◆ 人口減少に伴い、周辺部の商店等も減少傾向にあることから、地域の商店を守る施策に取組まれたい。
- ◆ 各公民館や公民会において、高齢化率にも大きな開きがあり地域力にも格差があることから、高齢者等の買い物支援対策などを検討されたい。
- ◆ 農林産物の生産から加工・流通までの6次産業化を推進するためには、農林業と商工業の連携が大きな役割を担うことから、事業者同士がマッチングできる仕組みの構築を図られたい。
- ◆ 国において、農林業など地域活性化対策に関連する事業が検討されていることから、積極的な情報収集と事業導入に向けた検討を図られたい。
- ◆ 農林業の担い手不足は深刻な問題となっていることから、新規就農を目指す住民に向けた情報提供の充実を図られたい。
- ◆ 結婚対策の推進を図り、さつま町を担う若い世代の確保に努められたい。
- ◆ 郷土芸能の伝承活動やスポーツ少年団活動など、少子化が進展する中で継続した活動が困難となりつつある。人口減少対策と併せて、文化活動やスポーツ活動を行う子ども達が、いきいきと継続した活動につながる取組に努められたい。
- ◆ 移住・定住対策については、地域の活性化を図る上でも、地域に若い世代が「住みたい」と思える環境づくりに努められたい。
- ◆ 高齢者の交通手段の確保策として、乗合タクシー・コミュニティバスなどが運行されているが、この事業を継続して実施するための運転手の確保対策について、事業者や行政が連携した対策の検討を図られたい。
- ◆ 外国人労働者の増加に伴い、自転車等での道路の通行が増えていることから、自動車だけではなく、歩行者や自転車などに配慮した道路環境の整備に努められたい。
- ◆ 水道の未普及地域の対応について、地域で管理する集落水道を含めた対策を検討されたい。

重点プロジェクトに関する事項

- ◆ 各種分野において人材不足が進んでいることから、人材確保を重点的な項目として位置付けた取組を検討されたい。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10【不平等】

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

**第2次
さつま町総合振興計画
後期基本計画**

令和3年3月発行

【発行】 さつま町
【編集】 さつま町 企画政策課
〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
TEL 0996-53-1111
FAX 0996-52-3514
URL <http://www.satsuma-net.jp>
E-mail ki-kikaku@satsuma-net.jp

